

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

金融庁長官 栗田 照久

令和6年4月24日に受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示請求を受けた行政文書の名称等

- ① 逐条解説（金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（令和6年））
- ② 逐条解説（事業性融資の推進等に関する法律案（令和6年））

2 開示決定を行う行政文書の名称等

行政文書の名称	種類	量	量（総ページ）			
			計	白黒	カラー	全部 不開示
①. 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案 逐条解説	A4	1ファイル	245	124	121	0
②. 事業性融資の推進等に関する法律案 逐条解説	A4	1ファイル	736	702	34	0
合計		2ファイル	981	826	155	0

（注）上記「行政文書の名称」については、「1 開示請求を受けた行政文書の名称等」の内容に関連する行政文書に限る。

3 不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
-	-	-	

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

＜開示請求書上の記載内容＞ 「写しの送付を希望する」

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法によることもできます。

開示の実施時期は下記（2）に記載された日時から選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料※
電磁的記録 2ファイル	①用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円	2,000円	1,400円
	②CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円加えた額	520円	0円
	③DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円加えた額	540円	0円
A4判文書 981枚 内訳 白黒 826枚 カラー 155枚	④用紙に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	9,810円	9,210円
	⑤用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	11,360円	10,760円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が開示請求手数料（1件あたり300円×2件=600円）までは無料、同請求手数料を超える場合は当該額から同請求手数料を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

令和6年7月4日以降（土・日、祝日を除く。）の9：30～12：00、13：00～17：30まで
場所：金融庁情報公開閲覧窓口 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館LB階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から2週間後までに発送予定
郵送料（見込み額）：

電子媒体での送付を希望する場合：通常郵便物（定形外）150g以内 210円
紙での送付を希望する場合：通常郵便物（定形外）4kg以内+2kg以内 2,390円

* 担当課等

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案

（担当課室）企画市場局企業開示課

TEL：03-3506-6000 内線 3634

事業性融資の推進等に関する法律案

（担当課室）企画市場局総務課信用制度参事官室

TEL：03-3506-6000 内線 3576